

○河北郡市広域事務組合職員被服類貸与規程

制定 平成16年3月1日 訓令第3号
改正 平成18年4月1日 訓令第2号
令和2年4月1日 訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、河北郡市広域事務組合職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員で理事会が必要と認めた者を含む。以下「職員」という。）の業務遂行上必要な被服類の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者及び貸与品等)

第2条 別表左欄に掲げる職員で、常時その業務に従事する者に対しては、別表中欄に掲げる物品を別表当該右欄に掲げる期間貸与することができる。ただし、貸与期間満了前に返納された物品を再び貸与する場合の貸与期間には、前貸与者に貸与した期間を通算するものとする。

2 前項の貸与期間は、理事会が必要により、これを延長し又は短縮することができる。

(被貸与者の責務)

第3条 前条の規定により貸与する物品（以下「貸与品」という。）の貸与を受けたもの（以下「被貸与者」という。）は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 貸与期間中の貸与品に要する一切の費用は、被貸与者の負担とする。

(滅失又は損傷)

第4条 被貸与者が貸与品を滅失又は損傷したときは、代品を貸与することができる。ただし、その滅失又は損傷が被貸与者の故意又は重大な過失によると認められる場合には、貸与品の代品又は実費を弁償させることがある。

(返納)

第5条 貸与期間中にその業務に従事しなくなったときは、直に貸与品を返納しなければならない。

2 貸与期間を経過した貸与品は、返納することを要しないものとする。

(貸与台帳)

第6条 貸与品を貸与したときは、貸与品貸与台帳（別記様式）に登載して、貸与の状況を明らかにしておくものとする。

附 則

この訓令は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日訓令第2号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日訓令第2号）

この訓令は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

被貸与職員名	貸与品		貸与期間
	品名	数量	
事務管理担当職員	冬作業服（上・下）	各1着	3年
	夏作業服（上）	1着	3年
施設管理担当職員	冬作業服（上・下）	各2着	1年
	夏作業服（上）	2着	1年
	帽子	1ヶ	1年

